

第 2 期「姫路市教育振興基本計画」の策定について

1 趣旨

教育基本法第 17 条第 2 項¹に基づき、本市においては、平成 27 年 3 月に「姫路市教育振興基本計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）を策定した。この現計画の計画期間が本年度をもって満了することから、次の 5 年間の本市教育の方向性を示すものとして、社会の変化を見据えながら、知・徳・体にわたる「生きる力」を備えた人間の育成を目指した計画を策定する。

2 位置付け

この計画は、教育基本法に定められた「教育振興基本計画」に位置付けるとともに、「姫路市総合計画」の分野別計画と位置付け、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画とする。

現計画の検証結果を踏まえつつ、国や兵庫県の計画を参酌しながら、現行計画を継承しつつ新たな要素を加味した計画とする。

3 概要

(1) 計画期間

令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間

(2) 計画の対象

教育委員会所管の学校教育や社会教育に関する施策や事業を対象とする。

(3) 策定時期

令和 2 年（2020 年）3 月（予定）

¹ 教育基本法

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

4 構成（案）

- 第1章 計画の策定に当たって
 - 1 策定の趣旨
 - 2 計画の位置付け
 - 3 計画期間
 - 4 対象範囲
- 第2章 教育をめぐる現状と課題
 - 1 時代の潮流と教育
 - 2 姫路の教育の成果と課題
- 第3章 姫路の教育の目指す姿
 - 1 基本理念
 - 2 目指す人間像
 - 3 基本目標
- 第4章 基本的な計画
 - 1 政策体系図
 - 2 三つの基本的政策と六つの政策
- 第5章 今後の5年間の具体的取組
 - 1 計画体系図
 - 2 今後5年間の具体的取組
- 第6章 計画の推進
 - 1 計画の推進
 - 2 計画の点検及び評価

5 策定及び検討の組織体制

- (1) 姫路市教育振興基本計画審議会の開催
姫路市の教育振興に関する基本計画の策定に当たり必要な事項を審議するため、学識経験者等からなる「姫路市教育振興基本計画審議会」を開催する。
- (2) 市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施
第2期「姫路市教育振興基本計画」素案に対して市民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施する。

6 「姫路市教育振興基本計画審議会」における審議の流れ

第1回（6月26日）

- 委員委嘱
- 審議会概要説明
- 会長、副会長選出
- 諮問

〔議事〕

- 第2期「姫路市教育振興基本計画」の策定方針等について
 - ・ 計画の策定（趣旨、位置付け、概要、構成等）
 - ・ 審議の流れ
 - ・ 国・県の教育振興基本計画の概要
- 姫路市の教育の成果と課題（姫路市の現状、第1期計画の検証）



第2回（7月頃）

〔議事〕

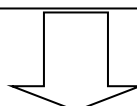
- 姫路市の教育の目指す姿（基本理念、目指す人間像、基本目標）
- 基本的な計画（学校教育分野）及び指標



第3回（8月頃）

〔議事〕

- 基本的な計画（社会教育分野）及び指標
- 第2期「姫路市教育振興基本計画」の素案



9月～10月ごろ
市民意見提出手続（パブリック・コメント）

第4回（11月頃）

〔議事〕

- 市民からの意見提出手続（パブリック・コメント）結果について
- 第2期「姫路市教育振興基本計画」の修正案



第5回（12月頃）

〔議事〕

- 第2期「姫路市教育振興基本計画」の最終案
- 答申

※開催回数、開催時期等は、審議の進捗等により変更となることがある。